

## 北海道「核燃料税」の更新

北海道から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の北海道核燃料税の概要は以下のとおりです。

|         |   |
|---------|---|
| 課税団体    | 北海道   |
| 税目名     | 核燃料税（法定外普通税）                                  |
| 課税客体    | ①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入<br>②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業 |
| 課税標準    | ①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額<br>②出力割：発電用原子炉の熱出力    |
| 納税義務者   | 発電用原子炉の設置者                                    |
| 税率      | ①価額割：100分の8.5<br>②出力割：37,750円／千kW／課税期間（3か月）   |
| 徴収方法    | 申告納付  |
| 収入見込額   | （平年度）1,801百万円                                 |
| 非課税事項   | —   |
| 徴税費用見込額 | —   |
| 課税を行う期間 | 5年間（平成30年9月1日～平成35年8月31日）                     |

- ・平成30年 3月20日 北海道議会にて条例案可決
- ・平成30年 4月23日 総務大臣協議
- ・平成30年 6月26日 総務大臣同意
- ・平成30年 9月 1日 条例施行（予定）